

税理士が知っていれば 鬼に金棒なFPの知恵

第12回 スポーツ選手の社会保険①

社会人スポーツ選手とプロスポーツ選手の健康保険 ファイナンシャルプランナー 平野 厚雄

私は2007年に引退するまで、柔術および総合格闘家として全国の多くの試合に参戦してきました。そうした関係で、私のクライアントには現役の格闘家が大勢います。そこで、本欄で3回にわたりスポーツ選手の社会保険（主に健康保険と厚生年金保険）についてみていきたいと思います。今号は健康保険についてです。なお、本稿で「健康保険」とは全国健康保険協会（協会けんぽ）を指します。

I. 2つのタイプのスポーツ選手

- スポーツ選手の健康保険については、競技の種類に関係なく、まずそのスポーツ選手を以下の2つのタイプに分類すると分かりやすくなります。
- ①企業の仕事をしながらスポーツをしている選手【社会人スポーツ選手】
 - ②企業の仕事をせずにスポーツをしている選手【プロスポーツ選手】

「社会人スポーツ選手」は、一般の会社員と同じように企業と労働契約（雇用契約）を結び、通常の仕事をしながら就業後等にスポーツ活動をしている選手になります。この場合は、その企業に勤める一般の社員と同じと考えて差し支えありません。つまり、勤務先の健康保険（全国健康保険協会や組合管掌健康保険など）の被保険者という事です。

一方、「プロスポーツ選手」は、企業とプロ契約やスポンサー契約をしている選手になります（例：プロ野球選手）。プロスポーツ選手は、原則、その企業で一般の社員と同じように働くことはありません。企業からすると、各メディア等の露出時に企業名を広告する「広告塔」の意味合いが強い人たちになり、その企業の社員ということにはなりません。したがって、プロスポーツ選手は、その企業の社会保険の被保険者となることはなく、個人事業主と同じ扱いで国民健康保険（国保）に加入することになります（その企業との契約内容によりさまざまなケースがあります）。

II. 保険給付の違い

つまり、スポーツ選手の社会保険は、その選手が企業と「労働契約（雇用契約）」を結んでいるのか、「プロ契約・スポンサー契約」を結んでいるのかによって、健康保険・国民健康保険のどちらの被保険者になるのかということになります。そして、国民健康保険と健康保険では、保険給付に違いがありますので注意が必要です。

国民健康保険における保険給付は、表の通り3つに分類されます。①絶対的必要給付とは「絶対に行わなければならない給付」、②相対的給付とは「特別な理由があるときは行わないことができる給付」③任意給付とは「給付を行うか行わないかは各保険者の判断による給付」という給付になります。なお、健康保険については上記①②③と同等の給付が行われます（全国健康保険協会の場合）。

つまり、国民健康保険では、各保険者が法律のルールにのっとり上記のように決めることになる

のですが、その中で注意しなくてはならないことが「任意給付」についてです。「任意給付」の1つである傷病手当金は、業務外の事由で労務不能状態になった時に給料の約3分の2（標準報酬日額の3分の2）が最大で1年6カ月支給される給付です。スポーツ選手にとって傷病手当金は、万が一の事故の時に所得補償や医療費の補てんにとっても役に立つ社会保険給付ですが、国民健康保険では、給付するかしないかを各保険者が任意に決めることができるのです。そして、現実にはほとんどの国民健康保険で給付を行っていません。この点は、しっかりと確認しておかなくてはなりません。

III. スポーツ選手の家族

社会人スポーツ選手は、健康保険の被保険者になりますから、家族がいらっしゃる場合、一定の要件に該当する場合はその家族を被扶養者とすることが出来ます。その範囲は、以下の4つになります。なお、被保険者と同様に、被扶養者も原則75歳に達したら健康保険の被扶養者ではなく、後期高齢者（長寿医療制度）医療の被保険者となります。

- ①保険者の直系尊属、配偶者（届け出をしていない、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、子、孫及び弟妹であって、その被保険者により生計を維持するもの。
 - ②被保険者の3親等内の親族で①に掲げる以外のものであって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの。
 - ③被保険者の配偶者で届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの。
 - ④③の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であって、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの。
- 全ての項目にある「主としてその被保険者により生計を維持するもの」に該当するかどうかの認

定は以下の基準になります。また、「同一の世帯に属するもの」とは、被保険者と住居及び家計を共同にする者をいい、同一戸籍内にあるか否かを問わず、被保険者が世帯主であることを必要としません。

認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合

認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上またはおおむね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合には180万円未満）であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合。

なお、上記に該当しない場合であっても、認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上またはおおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満）であって、かつ、被保険者の年間収入を上回らない場合には、その世帯の生計の状況を果たしていると認められるとき。

認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上またはおおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満）であって、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ない場合。

なお、「年間収入」とは全ての収入を対象とすることになりますので、公的年金や雇用保険に失業等給付による収入も含まれることになります。例えば、雇用保険の基本手当については、所定給付日数が120日であっても1年間給付が行われるものとして扱われます。したがって基本手当を受給する場合は、「基本手当×360≧130万円」の者は、被扶養者となることはできません。

一方、プロスポーツ選手は、原則、市町村（特別区）の国民健康保険の被保険者となりますが、国民健康保険は、世帯単位で加入するという考え方ですので、世帯の全員が被保険者となります。つまり、国民健康保険においては「被扶養者」という考え方がありません。（つづく）

【表】国民健康保険と健康保険の給付内容

国民健康保険			健康保険 (被保険者に対する給付)
①絶対的必要給付	②相対的必要給付	③任意給付	
<ul style="list-style-type: none"> ・療養の給付 ・入院時食事療養費 ・入院時生活療養費 ・保険外併用療養費 ・療養費 ・訪問看護療養費 ・特別療養費 ・移送費 ・高額療養費 ・高額介護合算療養費 	<ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金 ・葬祭費 	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金 ・出産手当金 	<ul style="list-style-type: none"> ・療養の給付 ・入院時食事療養費 ・入院時生活療養費 ・保険外併用療養費 ・療養費 ・訪問看護療養費 ・特別療養費 ・移送費 ・高額療養費 ・高額介護合算療養費 ・出産育児一時金 ・葬祭費 ・傷病手当金 ・出産手当金